

平成23年度 化学物質災害・事故時対応促進事業

化学物質災害・事故時対応マニュアル 作成の手引・作成例

平成24年1月

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に起こった東日本大震災は、想定外の地震と津波によって、甚大な被害をもたらしました。また、本県においても、9 月 3 日の台風 12 号による記録的豪雨によって、紀南を中心に水害による多大の被害をもたらしました。さらに、本県においては、近い将来、大きな影響を及ぼすことが懸念されている東南海、南海地震等による大規模地震、津波の発生も危惧されます。災害への備え、事故の防止については、未然に防止することが最も重要なことですが、万一災害や事故が発生し、化学物質の漏洩や流出等が生じた場合、行政機関や関係者と連携し、被害を最小限に食い止めるとともに、事故情報の収集、地域住民への適切な情報提供等速やかな対応が求められ、化学物質の流出、拡散による環境汚染を防止し、迅速適切な行動ができるように備えなければなりません。

このため、本県におきましては、平成 23 年度化学物質災害・事故時対応促進事業として、化学物質を保有する県内事業所の協力を得て、現状調査を実施するとともに、調査結果をデータベース化し、基礎資料として、今後の対応に役立てられるよう取り組んでいます。

本手引書は、化学物質を保管する事業所が、こうした災害・事故時に迅速な対応を行うための手引書として、各事業所の災害・事故時対応マニュアルの整備及び見直し、再整備に役立てていただくために作成しました。

つきましては、本趣旨をご理解いただき、マニュアル未作成の事業所等においては、災害、事故等の非常時の際における事業所の行動指針や連絡体制、役割分担を明確にするほか、全従業員が常日頃からその内容を十分に理解し、迅速な行動がとれるよう計画を立案、実施し、化学物質の流出防止等、緊急時の対応が図られるようご協力くださいますようお願い申し上げます。

また、事業所の規模、保管、保有する化学物質に基づく、国及び県、市町村の定める関連法、条例との整合性及び地域の実情を考慮し、マニュアルの見直し、再整備に取り組まれますよう、併せてお願い申し上げます。

平成 24 年 1 月

対応マニュアル作成の手引	1
1. 対応マニュアル作成に当たっての留意点	2
2. マニュアルの目的について	2
3. 平常時の対策について	3
4. 非常時の体制、行動について	4
5. 災害復旧対策について	5
対応マニュアル作成例	7
参考資料	21

対応マニュアル作成の手引

1. 対応マニュアル作成に当たっての留意点

(1) 対応マニュアルとは、非常時の基本的な「行動方針」

対応マニュアルは、非常時における従業員の行動指針や役割分担をあらかじめ決めておくものです。従って、全従業員が常日頃からその内容を十分に理解し、いざという時に役立つものでなければなりません。

(2) いろいろな災害・事故等を想定して

災害・事故等には地震、洪水・高潮及び風水害などの自然災害の他に、火災やガス爆発等の事故、また、人為的な化学物質の漏洩事故など、さまざまな種類があります。予想される災害・事故等を想定して、対策をたてておく必要があります。

(3) 人命の安全確保を最優先

対応マニュアルの目的は、人命や施設等資産の保護、業務や施設の回復に大きく分けられます。マニュアル作成に当たっては、その目的を明確にしておくことが必要ですが、何よりも人命の安全確保が最優先されるべきです。

(4) 地域社会の一員としての視点も忘れずに

対応マニュアルは、自社の安全確保を図るためのものであるということはいまでもありませんが、余力があれば、近隣の事業所を助けるといった視点も忘れてはなりません。災害・事故等が大規模になればなるほど、お互いに力を合わせる必要があります。

(5) マニュアルは、簡潔、明瞭に

対応マニュアルは、いざという時に役立つものでなければ意味がありません。全従業員が日頃から内容を把握し、非常時に協力しあえるものにするには、対応マニュアルの目的と方針を明確にするとともに、できるだけ文章を短くし、要点が簡潔かつ明瞭に整理されていることが必要です。

2. マニュアルの目的について

作成の目的として、地震や風水害の他、予測される事故等に対応するため、平常時における体制、災害・事故時等の非常時における連絡、応急対策及び広報等についての業務要領を定め、もって、被害を最小限に止めることを明記します。

3. 平常時の対策について

(1) 基本的事項について

① 平常時の取り組みを決める。

取り扱う化学物質の種類に応じて、その飛散や漏洩を未然に防止するための設備やその点検、教育・訓練、さらには地域住民との情報交換等についての取り組みを事業所の業務内容等に沿って明記します。

(2) 管理体制の整備について

① 管理体制を定め、それぞれの役割を決める。

非常時への適切かつ迅速な対応を取るためには、化学物質の管理体制の整備が必要です。管理体制を体系図に示し、統括者、責任者及び管理者等の役割をあらかじめ決めておきます。

(3) 管理方針について

① 化学物質の取扱方法を具体的に決める。

化学物質の漏洩や流出等が生じた場合、人の健康面や生態系に与える影響が大きなものになると懸念されるため、事業所内での化学物質の取扱いには十分注意が必要です。化学物質の環境への排出や事業所外への移動状況の把握、化学物質を取扱う施設の能力や構造等についても台帳等で整備し、保管しておきます。

② 設備、施設の定期点検や事故防止対策を行う。

事業所内での日常の設備等の運転において、現場が苦慮する事象の一つが設備の故障等による化学物質の漏洩等の事故です。設備等の定期点検はもちろんのこと、過去において発生した箇所についても重点的に点検する必要があります。

また、防災面を考慮した設備等の整備や化学物質の漏洩等の事故に対応する防災資機材の確保を行うとともに、非常時での対応手順などについても従業員に周知します。

(4) 教育・訓練について

① 対応マニュアルの内容を、従業員一人ひとりが十分に理解する。

対応マニュアルは全従業員がその内容を十分に理解し、初期対応の重要性を認識しているこそ役立つものです。日頃からの従業員に対する教育・訓練は欠かすことはできません。

② 事業所内で働く全従業員に対し、定期的実施する。

防災に関する教育や訓練は一部の従業員だけでなく、関連会社や業務委託先の従業員を含めた全従業員を対象に実施すべきです。特に、化学物質を取り扱う従業員や新入・転入の従業員に対しては、その頻度や開催時期等を工夫することも必要です。

また、事故等の発生を想定した訓練（例えば、緊急連絡・非常参集訓練、通報・連絡訓練、消火訓練、避難訓練、情報収集訓練など）も定期的実施します。

(5) 取扱いに関する情報の活用について

① 化学物質に関する情報を共有化し、その活用等を行う。

化学物質の漏洩や流出等に係る事故等に適切に対処していくためには、事業所内で使用される取扱量や残量等の情報、その化学物質の性状等の事前把握が重要になります。

また、これらの情報は従業員の教育・訓練や住民等との信頼関係を築く手段として活用することも必要です。

(6) リスクコミュニケーション*について

① 相互理解を深めるため積極的に情報を提供する。

事業所内で取り扱う化学物質に係る情報をできる限り分かりやすい内容の資料で作成し、住民等へ情報提供することにより相互理解を深める必要があります。

*リスクコミュニケーション

化学物質の環境リスク（化学物質が人の健康面や生態系に悪い影響を及ぼす可能性）等に関する情報を事業者が住民や行政等と情報を共有し、意見交換などを通じて相互理解、意思疎通を図ることです。

(7) その他の取り組みについて

① 廃棄物の減量化等の対策をする。

事業所内における廃棄物の発生の抑制や減量化を意識しながら業務を行います。廃棄物が処理されるまでの過程等の情報についても把握しておく必要があります。

② 化学物質の取扱いに関する手続きを行う。

化学物質の取扱いで、法令等に定められた手続きが必要な場合は、忘れないように注意します。

4. 非常時の体制、行動について

(1) 基本的事項について

① 非常時の定義、行動原則を決めておく。

非常時の定義等について、気象情報や事業所の業務状況等に沿って記載するとともに、非常時における行動原則についても定めておきます。連絡体制や応急措置等の措置対応、さらには廃棄物対策等についての取り組みについても、事業所の業務内容等に沿って明記します。

(2) 非常時の体制整備について

① 初動対応として行動できるよう早期連絡体制を決めておく。

非常時には、その通報又は連絡を受けた後速やかに体制を確立する必要があります。事業所内の関係部署と連絡調整を行いながら情報を共有し、初動対応の行動に移れるよう、連絡体制をあらかじめ決めておきます。

② 非常時における措置対応を想定し決めておく。

災害や事故を発生させないことが第一ですが、万一発生した場合には、その後の対応により被害や損失の程度が左右されます。非常時に迅速かつ適切に対応するため、措置対応等についてあらかじめ決めておきます。

③ 適切に防災資機材を活用する。

化学物質の漏洩や流出等の事故が発生した場合は、まず漏洩物等の流出防止や回収作業の措置活動が必要となります。非常時に適切に対応するため、事故の種類に応じた防災資機材の活用が重要です。

(3) 廃棄物対策について

① 非常時に発生する廃棄物の処理等の対策を決めておく。

非常時には様々な廃棄物によるリスクが考えられます。事業所内の保管施設が被害を受け、廃棄物が漏洩や流出等の直接的な被害に加え、処理会社が機能不全になるなど、予定通り廃棄物の処理を委託できない場合があります。これらのことを考慮し、想定される廃棄物の性状に応じ、臨時保管場所の確保等の対策についてあらかじめ決めておきます。

(4) モニタリング調査について

① 調査は関係機関と連携し、継続監視を行う。

化学物質の漏洩や流出等により、人の健康面や生態系に対する長期的な影響が懸念される場合は、事業所内で取り扱われる化学物質等に関する継続的なモニタリング調査を行います。この調査をより効果的に行うために、行政等の関係機関から助言や指導を求めることも必要です。

5. 災害復旧対策について

(1) 基本的事項について

① 操業再開に向けた基本的条件を設定する。

被災後は被災状況の調査に基づいて保安や防犯体制を確立するとともに、応急復旧のための再建計画を速やかに立てなければなりません。その優先順位を決定するに当たって操業再開のための基本条件をあらかじめ想定し、設定しておくことが必要です。

(2) 事業所の復旧について

① 復旧作業に係る安全衛生を確保する。

復旧作業には通常作業とは異なる危険が伴うので、復旧作業に係る独自の防止対策が必要となります。特に、崩壊、倒壊、爆発等の危険のある箇所へ立ち入る場合は、二次災害に注意をします。

② 同業他社との相互支援体制を確立しておく。

災害直後は、建設、設備業者の手配が困難になります。非常時の同業他者との相互支援や応援体制について取り決めておくとともに、ライフラインの休停止も想定し、代替案について関係事業者と調整しておくことも必要です。

③ 復旧の優先順位を付ける。

事業所内における施設や設備の重要度やこれらの被災状況等を検討し、事業所の業務、事業の復旧について優先順位を付けます。原材料等の調達や必要な従業員の配備、応援等についても関連事業者等と協力し、操業再開に向けた迅速な対応が必要です。

対応マニュアル作成例

〇〇会社（事業所）化学物質災害・事故時対応マニュアル

第1 目的

本マニュアルは、地震、洪水・高潮及び風水害などの自然災害の他、火災やガス爆発などの事故（災害等）の非常時に関して、被害を最小限に食い止めるため、又は未然に防ぐため、災害等の平常時における予防対策及び発生時対策について必要事項を定め、総合的かつ計画的な対応を推進することを目的とする。

第2 平常時の対策

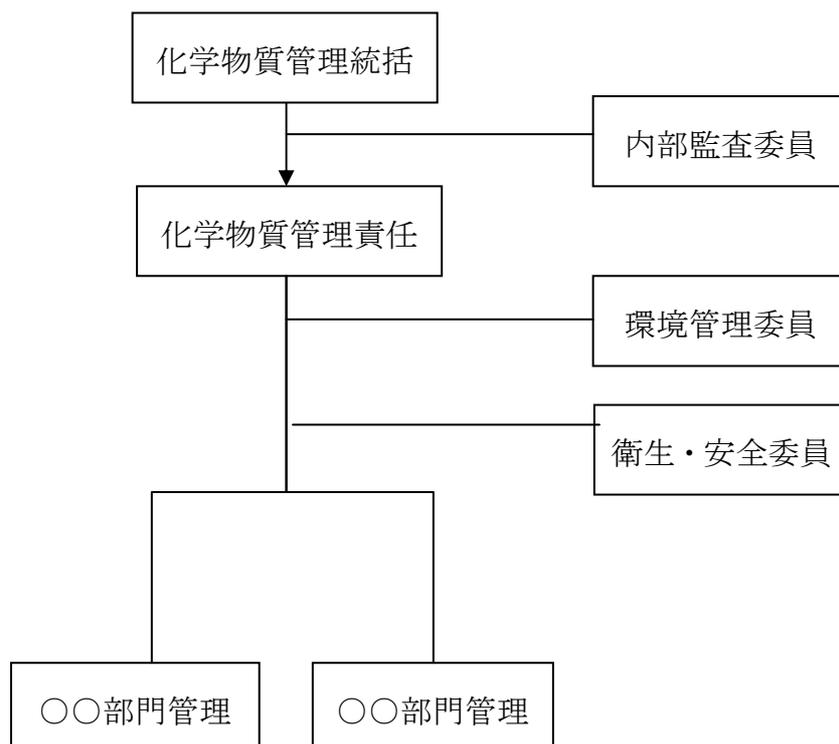
1 基本的事項

- (1) 化学物質の管理及び環境の保全に係る関係法令等を遵守する。
- (2) 各施設における化学物質の取扱施設などの適正な維持管理を図る。
- (3) 全従業員に教育・訓練を実施し、化学物質の適正管理に取り組む。
- (4) 化学物質の性状及び取扱いに関する情報を活用する。
- (5) 地域住民、行政等とのリスクコミュニケーションに努める。

2 化学物質の管理体制の整備

化学物質の管理を確実かつ円滑に実施するため、化学物質管理責任者及び各部門管理者を設置することとし、それぞれの主な役割は、概ね次のとおりとする。

管理体制の例



主な役割

区分	職名	主たる役割
化学物質管理 統括者	◇ ○○工場長 (○○部長)	<p>化学物質管理責任者を指導・監督するとともに、対応マニュアルを推進するための統括的事項に関すること。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇事業所内の化学物質の取扱量の把握、施設・設備の運転状況や点検状況などの把握 ◇取扱施設の能力、構造、化学物質の種類及び設置年月日などを記載した台帳の整備、管理 ◇事故防止対策 ◇県等の関係機関への事故報告 ◇従業員への教育・訓練の計画立案、実施 ◇情報提供の窓口の設置 ◇化学物質の管理状況の評価 他
化学物質管理 責任者	◇ ○○部長 (○○課長)	<p>対応マニュアルの基本的な措置の実施に関し、各部門の管理者を指揮、監督するとともに、これらの措置の実行に関すること。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇化学物質の取扱方法を定め、従業員に周知 ◇化学物質の取扱量（使用量、環境への排出量及び事業所外への移動量）の把握 ◇現場における管理状況の把握及びその記録 ◇施設・設備の運転、点検状況の確認及びその記録 ◇点検項目、点検方法の制定 ◇化学物質による事故発生時の汚染の拡大防止措置の実施及び統括者への報告 ◇事故の原因究明及び対策の実施 ◇住民等への必要な情報提供（リスクコミュニケーション等） 他
各部門管理者	◇ ○○課長 (○○グループリーダー)	<p>管理責任者からの指示等により、対応マニュアルの実施に関すること。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇化学物質を取り扱う施設及び設備の点検 ◇点検の結果異常が認められたときの対応と化学物質管理責任者への報告 ◇化学物質に関する情報の把握及びその活用 ◇化学物質管理における問題点や課題を化学物質管理責任者へ報告 他

内部監査委員会	化学物質の管理体制等を検討及び評価し、これに基づいて意見を述べるなどの助言、勧告に関すること。
環境管理委員会	環境面に配慮した化学物質の管理方法等を実施するため、基本となるべき対策などの調査、審議に関すること。
衛生・労働委員会	労働者の健康面に配慮した化学物質の管理方法等を実施するため、基本となるべき対策などの調査、審議に関すること。

3 化学物質管理方針

(1) 化学物質の取扱方法

① 化学物質の取扱方法については、次のとおり定める。

ア 取扱施設及び設置場所等の管理方法

- ◇ 取扱施設周辺は、火気厳禁とする。
- ◇ 取扱施設周辺の床は、不浸透性材料とする。
- ◇ 取扱施設周辺における化学物質の入れ替え時には換気をする。

イ 化学物質の回収、再利用及び代替物質使用の方法

- ◇ 回収に関する技術検討を行い、〇〇物質は〇〇年までに回収を実施する。
- ◇ 回収した化学物質の再利用について検討を行い、〇〇年までに再利用を行う。
- ◇ 代替物質の使用が可能か、〇〇年までに技術検討を行う。

ウ 運転、操作時の適切な作業手順

- ◇ 取扱装置を稼働させる前に装置周辺の目視点検などにより、安全点検を行う。
- ◇ 取扱装置の稼働中は、作業手順の変更は行わない。
- ◇ 作業終了時に取扱装置やその周辺の点検を行う。

エ 運搬方法及び貯蔵容器の保管

- ◇ 運搬は定められた道具を使用する。
- ◇ 運搬は定められた量以上の運搬を行わない。
- ◇ 貯蔵及び運搬容器は、専用のものを使用する。

オ 化学物質の移し替え時における注意事項

- ◇ 移し替え時には専用工具を使用し、蒸発防止に努める。
- ◇ 移し替え時に使用される部屋の外気ダクトに、活性炭等の吸着装置を整備する。
- ◇ 移し替え作業に従事する者は、必要なマスクや手袋等を着用する。

カ 化学物質の表示に関する事項

- ◇ 化学物質を取り扱う容器、配管その他の設備に、取扱う化学物質の種類が容易に識別できるように名称を表示する。
- ◇ 特に注意を要するものについては、注意を促す記号を表示する。

キ その他化学物質の管理の適正化に必要な事項

- ◇ 埋設配管は点検を容易にするため、地上配管に順次切り換える。
- ◇ 取扱装置を更新する時には、使用量の削減や代替物質の使用の可能性を検討する。

- ② 化学物質については、取扱内容、取扱量（製造量、使用量及び保管量等）、生活環境への排出量及び事業所外への移動量などの状況を把握、記録し、概ね5年間保存する。
- ③ 化学物質の取扱施設の能力・構造、化学物質の種類及び設置年月日などを記載した台帳を整備保管する。

(2) 定期点検等

- ① 設備等の点検は、次に掲げる項目について点検する。

ア 配管及びバルブ

- ◇ 毎日、亀裂等の目視点検を行い、記録する。
- ◇ 年に〇回は配管の肉厚検査を行い、記録する。

イ 貯蔵施設

- ◇ 床面や貯蔵容器は、毎日、亀裂や液漏れ等の目視点検を行い、記録する。

ウ 取扱施設

- ◇ 稼働状況について目視点検及び同左点検を行い、記録する。
- ◇ 年に〇回は施設の開放点検を実施する。

エ 回収施設

- ◇ 毎日、回収状況や回収された物質の保管等の点検を行い、記録する。
- ◇ 年に〇回は施設の開放点検を実施する。

- ② 上記の点検の結果、異常が認められた場合は、施設の稼働を休止し速やかに補修など、必要な措置を講じる。

(3) 事故防止対策

- ① 事故防止のため、事業所で取り扱う設備、施設等の適正な維持管理を行う。

ア 漏えい防止、事故防止等のため施設管理

- ◇ 〇〇〇〇の取扱施設は、〇〇配管を毎日点検し、記録する。
その関連の貯蔵施設は、毎週点検し、記録する。
- ◇ 〇〇〇〇の取扱施設は、〇〇年を目途に点検を容易に行える構造にするための検討を行う。

イ 防災設備の整備

- ◇ 〇〇〇貯蔵施設については、二重構造等にすることにより〇〇物資の飛散、漏洩を防止する。

- ② 事業所内で取り扱う化学物質の種類や性状に応じた防消火設備、除害設備及び救急資材等の防災資機材を配備する。

ア 配備する防災資機材

- ◇ 〇〇〇の漏洩事故に対する防災資機材： 〇〇〇、〇〇〇、・・・・
- ◇ 〇〇〇の放出事故に対する防災資機材： 〇〇〇、〇〇〇、・・・・

- イ 防災資機材は、いつでも、誰でも使用できるように、定期的に点検するとともに、設置場所を明示する。

- ③ 非常時に適切な対応ができるよう具体的な対応手順を別途定め、全従業員に周知徹底を行う。

4 教育・訓練に関する方策

(1) 教育・訓練の対象者

〇〇工場の従業員及び〇〇工場内に従事する業務委託先の従業員を含めた全従業員を対象として実施する。

(2) 教育・訓練の内容

① 「3 化学物質管理方針」について、特に化学物質取扱従事者に対し周知を徹底し、それらの確実な実施を図るため、次の項目について教育・訓練を実施する。

ア 本マニュアル及び関係法令に関すること

- ◇ PRTR 制度の概要
- ◇ 化学物質のモニタリング調査
- ◇ 化学物質の排出・移動量の算出方法等

イ 取り扱う化学物質の性状、特性及び使用目的等の情報に関すること

ウ 化学物質の管理の改善のための技術及びその手法に関すること

エ 事故等への対応に関すること

オ 化学物質の管理に関する住民への情報提供に関すること

エ その他化学物質の適正管理を推進するために必要な情報

② 関連会社が行う従業員の教育・訓練に、必要な情報を提供する。

③ 教育・訓練の実施にあたっては、行政等の関係機関のアドバイス等を受けて実施する。

(3) 教育・訓練の時期

教育・訓練は対象従業員に対し、一定の期間において継続して実施する。特に、化学物質取扱従事者については、実施の頻度を増やすなど、工夫をする。

ア 従業員及び業務委託先の従業員

- ◇ 年〇回（〇月、〇月）に実施する。
- ◇ 〇〇研修、〇〇訓練を実施する。

イ 新入・転入従業員

- ◇ 年〇回（〇月、〇月）に実施する。
- ◇ 〇〇研修、〇〇訓練を実施する。

ウ 化学物質取扱従事者

- ◇ 月〇回（週1回朝礼時）に実施する。
- ◇ 〇〇研修、〇〇訓練を実施する。

5 化学物質の取扱いに関する情報の活用に関する方策

(1) 情報の収集、整理及び共有等

化学物質の排出削減、事故防止のため、その性状及び取扱いなどに関する情報を収集整理して、事業所内の関係部署において共有化を図る。

ア 化学物質の取扱量等の把握

- ◇ 化学物質の製造量、使用量、保管量及び物質収支： 〇月毎に把握
- ◇ 化学物質を取り扱う施設の設置、運転等の状況： 〇月毎に把握

イ 化学物質の性状等の把握

- ◇ 購入先等から提供される情報、文献等を活用し、化学物質の性状、取扱い及び管理改善方法に関する情報の収集を行う。

(2) 収集及び整理した情報の活用等

収集及び整理したこれらの情報は、化学物質の管理改善、従業員の教育・訓練用の教材として、又は住民等へ積極的に提供を行うなど、リスクコミュニケーション用の情報として活用する。

6 リスクコミュニケーション（住民との相互理解）を進める方策

(1) 情報提供窓口の設置

住民等に迅速かつ的確な情報を提供するとともに、リスクコミュニケーションを推進するための窓口を設置する。

ア リスクコミュニケーションの窓口

- ◇ ○○課を担当部署とする。

(2) 住民等への情報提供

- ① 化学物質の取扱量、性状等について、住民等に分かりやすい内容の資料を作成し、情報提供を行う。

ア 情報提供の方法

- ◇ 会社のホームページを活用する。
- ◇ 毎年○○月に工場見学を実施する。

- ② 情報提供窓口（○○課）の従業員は、事業所内の化学物質の管理状況などを理解し、住民からの問い合わせがあれば、適切に対応を行う。

7 その他の取り組みに関する方策

(1) 廃棄物対策の準備

平常時の取り組みとして、できる限り廃棄物の発生抑制や減量化に努めるとともに、処理されるまでの間における廃棄物の種類・性状に応じた保管・管理方法や最終処分に至るまでの過程を適正に把握する。

(2) 化学物質の取扱い

- ① 1年間に取り扱う第一種指定化学物質の量が1トン以上（特定第一種指定化学物質については0.5トン以上）の物質については、PRTR届出を行う。
- ② 使用薬品の取扱いとして、MSDS（化学物質等安全データシート）の提供を取引する関係先に行う。

第3 非常時の体制、行動

1 基本的事項

(1) 非常時の定義

大地震、洪水・高潮及び風水害などの自然災害の他、火災やガス爆発などの災害時に事業所内に保管する化学物質の漏洩、流出等により、人の健康もしくは生活環境に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあるため、緊急的に対処を要する事態をいう。

(2) 非常時の行動

万一、災害時に化学物質等の漏洩、流出等が発生した場合は、次の3つの原則に従い行動する。

ア 人命最優先

◇ 災害等が発生した場合は、人員の点呼、負傷者の救出、応急手当及び病院への搬送など、人命最優先の行動をとる。

イ 早期通報・連絡

◇ 災害等の発見者は直ちに周囲の者に知らせるとともに、災害等の種類や規模によっては、消防等の関係機関に通報し、出動を要請する。

ウ 二次災害の防止

◇ 迅速かつ的確な初動対応を実施し、被害拡大の防止を図る。

2 非常時の体制整備の方策

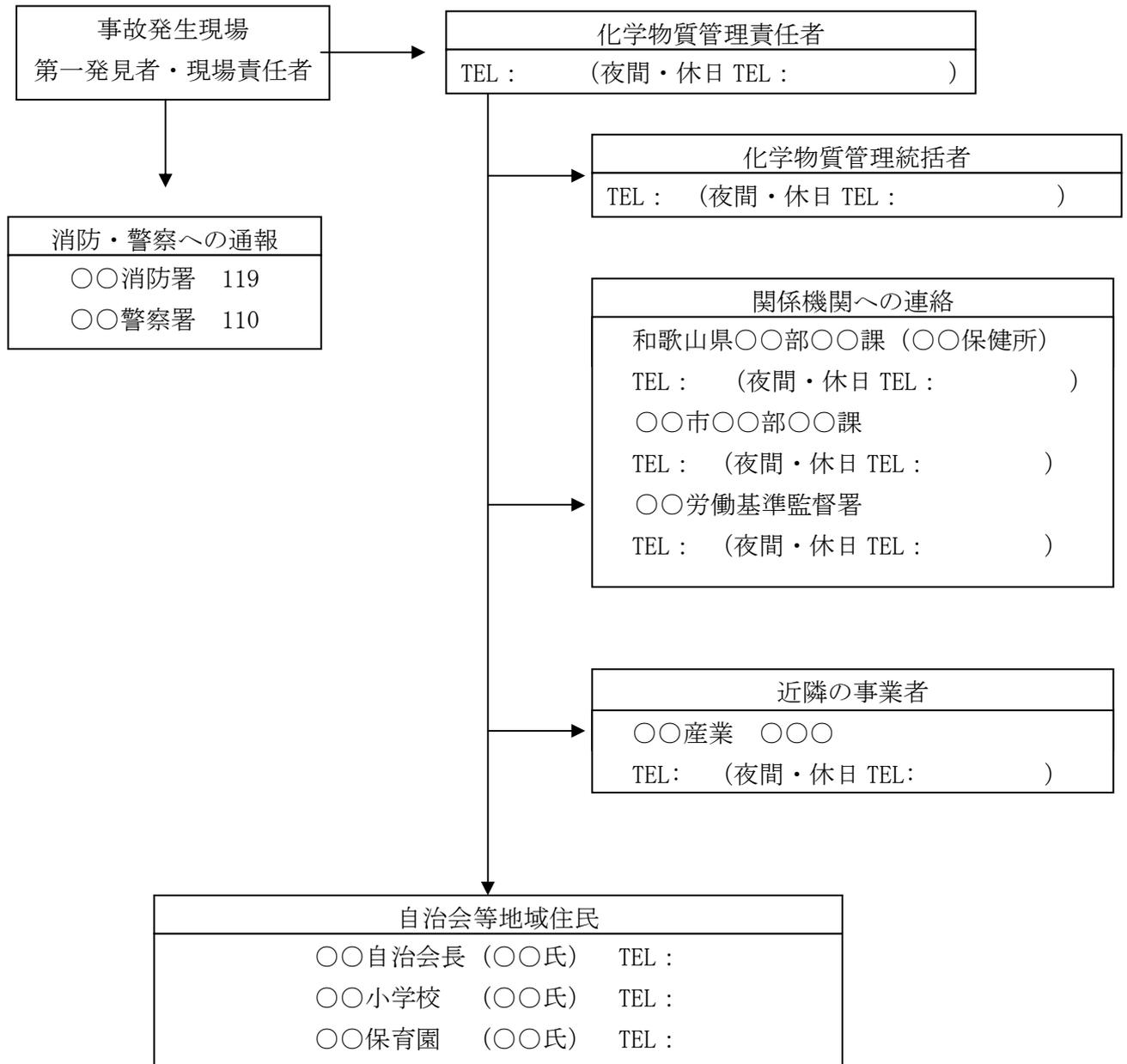
(1) 非常時の体制

非常時での初動対応として早期通報、連絡ができるよう、あらかじめ次のことについて定めておく。

ア 事業所内の指揮命令系統及び連絡体制

イ 関係機関への連絡体制及び近隣住民への連絡体制

非常時の連絡体制の例

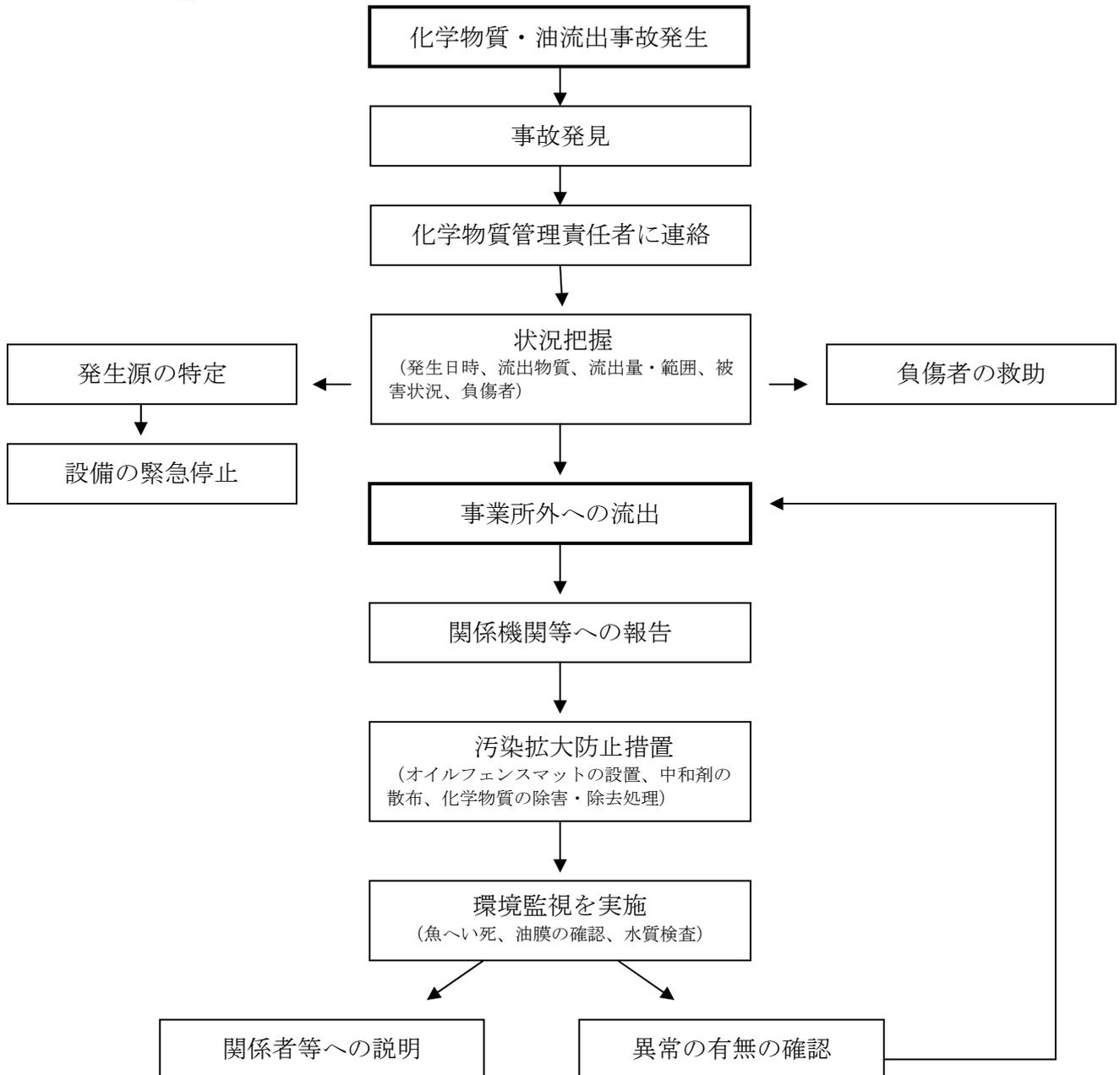


(2) 非常時の措置

非常時に適切に対応するため、あらかじめ次のことについて定めておく。

- ア 応急の措置及び汚染の拡大防止のための措置の実施方法
 - イ 関係機関への事故内容と講じた措置の概要の報告
 - ウ 事故の発生原因等の究明及び必要な改善（対策）方法
- ◇ 実施に長期間を要する場合は、計画を策定する。

非常時の措置の例



(3) 防災資機材の適切な活用

非常時に適切に対応するため、化学物質の漏洩や流出等事故の種類に応じた防災資機材を活用する。

ア 防災資機材の活用の例示

◇ 事故の種類に応じた流出防止、回収作業等の活動及び使用する防災資機材を次のとおり例示する。

非常時の活動と使用する防災資機材の例

事故の種類	活動	防災資機材の種類
化学物質の漏洩、流出事故	流出防止措置、除害作業、安全確保、簡易測定	中和処理剤、除害剤、水中ポンプ、土のう、保護具一式、pHメータ、パックテスト、バケツ、ポリビン、拡声器 他
油の漏洩、流出事故	流出防止措置、回収作業、安全確保	オイルフェンス、吸着マット、油吸着剤、係留用ロープ、水中ポンプ、土のう、長靴、ゴム手袋、拡声器 他
粉じん・ばい煙の発生、悪臭物質の放出事故	流出防止措置、安全確保、簡易測定	防塵マスク、検知管、保護具一式、拡声器、ロープ 他
毒物・劇物の漏洩、流出事故	流出防止措置、除害作業、安全確保、簡易測定	化学処理剤、吸着剤、消火剤、防毒マスク、保護具一式、検知管、拡声器 他

3 廃棄物対策に関する方策

(1) 非常時の廃棄物対策

化学物質を含む廃棄物の管理リスクなどを回避するため、非常時の連絡方法や対応方法などについて、次のとおり決める。

ア 緊急時の廃棄物保管場所

◇ 溜まった廃棄物を安全に保管するため、廃棄物の性状に応じて、安全が確保できる臨時保管場所として下記の場所を確保する。

臨時保管場所：〇〇〇の駐車場、〇〇〇の資材置き場

イ 複数の処理ルートを検討

◇ 廃棄物の処理先として、通常とは違った地域の処理先や陸路、海路等異なる処理ルートとして次の候補を検討する。

処理先：〇〇〇産業、〇〇〇事業所

処理ルート：〇〇〇運送、〇〇〇海運

ウ 情報収集の方法

◇ 処理会社の被災状況、受け入れ状況及び道路情報などの各種情報を収集するため、行政等の関係機関や処理会社等から情報を収集する。

4 モニタリング調査に関する方策

(1) モニタリング調査の実施

漏洩、流出した化学物質の影響が長期に及び、健康や環境への影響が懸念される場合は、十分な安全性が見込まれるまでモニタリング調査を行う。

ア モニタリング調査の検討

- ◇ 事故現場や周辺地域の状況、原因物質及び平常時と非常時の濃度の比較、又は自然や地理的情報などの情報を収集し、モニタリング調査を検討する。
- ◇ 調査範囲や地点、頻度及び期間等を検討する。

イ 実施における連携

- ◇ 客観性や公平性を担保するため、調査方法や範囲等について、関係機関と十分協議しながら調査を行う。
- ◇ 調査結果については、その都度関係機関へ報告し、助言や指導を求める。

(2) 調査結果等の情報提供

健康及び環境への慢性的影響が生じる可能性のある化学物質の場合は、周辺の住民等に対し情報提供を行う。

ア 情報の提供

- ◇ 風評を未然に防止、軽減するため、継続的に正確な情報を提供する。
- ◇ 住民からの問い合わせに対しても誠実に対応する。

第4 災害復旧対策

1 基本的事項

(1) 操業再開の条件

応急復旧のための再建計画を速やかにたてるため、操業再開に向けた基本となる条件を設定する。

ア 保安・防犯体制等の確保

- ◇ 事務所が使用不能時の場合は、仮事務所を確保する。
第1候補：○○○○、第2候補：○○○○

- ◇ 罹災した建物・施設等の警備体制を整える。

イ 復旧要員・調達先等の確保

- ◇ 復旧作業を進めるための必要人員を確保する。
- ◇ 復旧作業を進めるための役割分担を決める。
- ◇ 操業に向けた原材料等の調達先を確保する。

ウ 地域社会との連携

- ◇ 地域社会の救援活動及び復旧計画に進んで協力する。
- ◇ 事業所内に空地がある場合は、避難場所を提供する。

2 復旧に関する方策

(1) 復旧作業に係る安全衛生

復旧作業には、通常作業とは異なる危険性が伴うため、作業員の安全衛生を確保し、二次災害を防止する。

ア 自社労働者に対する安全確保

- ◇ 建屋の安全状況、ガス・有毒物等の漏れ及び電源の遮断状況などの確認を徹底する。
- ◇ 防護帽の着用、高所作業での安全帯の使用及び粉じんが発散する作業での防塵マスクの着用などを徹底する。

イ 請負事業者に対する安全対策

- ◇ 自社作業員と輻輳して作業を行う場合は、連絡調整を密に行う。
- ◇ 建屋・機械設備等の修理作業を行う場合は、事前に新築時及び増改築時の設計図書や仕様書等の情報を提供する。

(2) 同業他社との相互支援体制

非常時でも維持すべき事業所内における業務、事業については、同業他社との相互支援協定、委託生産協定を決める。

ア 維持すべき業務、事業

- ◇ ○○○業務、○○○事業を維持すべき業務とする。

イ 相互支援・委託生産先

- ◇ ○○○産業を相互支援・委託生産する企業として協定を締結する。

(3) 復旧の優先

事業所の施設や設備の重要度、またこれらの被災状況等を勘案し、事業所内における業務、事業の復旧に係る優先順位を付ける。なお、その中でも最優先すべき業務は上記(2)アに示す非常時でも維持すべき業務、事業とする。

参 考 资 料

◆「化学物質等」について

この手引書において、「化学物質等」とは、次の物質とします。

- ・ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR 法）施行令 1 条に規定する第 1 種指定化学物質
- ・ 大気汚染防止法施行令第 1 条に規定する有害物質
- ・ 大気汚染防止法施行令第 10 条に規定する特定物質
- ・ 水質汚濁防止法施行令第 2 条及び第 3 条の 3 に規定する物質
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 1 項に規定するダイオキシン類
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 2 条に規定する産業廃棄物
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 2 条の 4 に規定する特別管理産業廃棄物
- ・ 悪臭防止法施行令第 1 条に規定する特定悪臭物質
- ・ 消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物
- ・ 労働安全衛生法第 2 条第 3 の 2 号に規定する化学物質
- ・ 石油コンビナート等災害防止法第 2 条第 1 項に規定する石油等
- ・ 高圧ガス保安法第 2 条において規定される高圧ガス
- ・ 毒物及び劇物取締法第 2 条において規定される毒物、劇物及び特定毒物
- ・ その他環境中への拡散により周辺環境への影響のおそれがある化学物質

◆事故に関する法令

化学物質に係る事故対応については、健康の保護、生活環境の保全、環境汚染の防止、公衆衛生の向上の観点から規定した法令として、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、悪臭防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律等があります。

また、産業安全や労働安全の面から、消防法、労働安全衛生法、石油コンビナート等災害防止法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取扱法等があります。さらに、自然災害によるものについては災害対策基本法など、様々な法令が事故対応に関わっています。

事故対応（事故時の報告等）に関する規定が設けられている法令の例

1. 大気汚染防止法第 17 条
2. 水質汚濁防止法第 14 条の 2
3. 悪臭防止法第 10 条
4. 消防法第 16 条の 3
5. 石油コンビナート等災害防止法第 23 条、第 24 条
6. ダイオキシン類対策特別措置法第 23 条
7. 高圧ガス保安法第 63 条
8. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 21 条の 2
9. 毒物及び劇物取締法第 16 条の 2
10. 労働安全衛生法施行規則第 96 条

1. 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）

（事故時の措置）

- 第 17 条 ばい煙発生施設を設置している者又は物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの（以下「特定物質」という。）を発生する施設（ばい煙発生施設を除く。以下「特定施設」という。）を工場若しくは事業場に設置している者は、ばい煙発生施設又は特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙又は特定物質が大気中に多量に排出されたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するように努めなければならない。
- 2 前項の場合においては、同項に規定する者は、直ちに、その事故の状況を都道府県知事に通報しなければならない。ただし、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）第 23 条第 1 項の規定による通報をした場合は、この限りでない。
- 3 都道府県知事は、第 1 項に規定する事故が発生した場合において、当該事故に係る工場又は事業場の周辺の区域における人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、その事故に係る同項に規定する者に対し、その事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2. 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）

（事故時の措置）

- 第 14 条の 2 特定事業場の設置者は、当該特定事業場において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水若しくはその汚染状態が第 2 条第 2 項第 2 号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は有害物質を含む水が当該特定事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く有害物質を含む水若しくは当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出又は有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 指定施設を設置する工場又は事業場（以下この条において「指定事業場」という。）の設置者は、当該指定事業場において、指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が当該指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く有害物質又は指定物質を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 貯油施設等を設置する工場又は事業場（以下この条において「貯油事業場等」という。）の設置者は、当該貯油事業場等において、貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

- 4 都道府県知事は、特定事業場の設置者、指定事業場の設置者又は貯油事業場等の設置者が前三項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、これらの規定に定める応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

3. 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）

（事故時の措置）

- 第 10 条 規制地域内に事業場を設置している者は、当該事業場において事故が発生し、悪臭原因物の排出が規制基準に適合せず、又は適合しないおそれが生じたときは、直ちに、その事故について応急措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧しなければならない。
- 2 前項の場合においては、同項に規定する者は、直ちに、その事故の状況を市町村長に通報しなければならない。ただし、大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)第 17 条第 2 項の規定による通報の受理に関する事務が同法第 31 条第 1 項の規定により同項の政令で定める市の長が行うこととされている場合において当該通報を当該政令で定める市の長にしたとき及び石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）第 23 条第 1 項の規定による通報をした場合は、この限りでない。
- 3 市町村長は、第 1 項の場合において、当該悪臭原因物の不快なにおいにより住民の生活環境が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、同項に規定する者に対し、引き続き当該悪臭原因物の排出の防止のための応急措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 4 第 8 条第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

4. 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）

- 第 16 条の 3 製造所、貯蔵所または取扱所の所有者、管理者または占有者は、当該製造所、貯蔵所または取扱所について、危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、引き続き危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じなければならない。
- 2 前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を消防署、市町村長の指定した場所、警察署又は海上警備救難機関に通報しなければならない。
- 3 市長村長等は、製造所、貯蔵所（移動タンク貯蔵所を除く。）又は取扱所の所有者又は占有者が第 1 項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 4 市町村長（消防本部及び消防署を置く市町村以外の市町村の区域においては、当該区域を管轄する都道府県知事とする。次項及び第六項において準用する第 11 条の 5 第 4 項において同じ。）は、その管轄する区域にある移動タンク貯蔵所について、前項の規定の例により、第 1 項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 5 市町村長等又は市町村長は、それぞれ第 3 項又は前項の規定により応急の措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあつては履行しても当該期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行の定めるところに従い、当該消防

事務に従事する職員又は第三者にその措置をとらせることができる。

- 6 第11条の5第4項及び第5項の規定は、第3項又は第4項の規定による命令について準用する。

5. 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）

（異常現象の通報義務）

第23条 特定事業所においてその事業の実施を統括管理する者は、当該特定事業所における出火、石油等の漏洩その他の異常な現象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、その旨を消防署又は市町村長の指定する場所に通報しなければならない。

- 2 消防署長又は市町村長は、前項の通報を受けた場合には、直ちに、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、その旨を石油コンビナート等防災本部、警察署、海上警備救難機関その他の関係機関に通報しなければならない。

（自衛防災組織等の災害応急措置）

第24条 特定事業者は、その特定事業所において前条第一項に規定する異常な現象が発生したときは、直ちに、防災規程、共同防災規程、広域共同防災規程及び石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、当該特定事業所の自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織に災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置を行わせなければならない。

- 2 前項の特定事業所が所在する特別防災区域の他の特定事業者は、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、その特定事業所の自衛防災組織を派遣する等同項の特定事業所における災害の拡大の防止に協力しなければならない。

6. ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）

（事故時の措置）

第23条 特定施設を設置している者は、特定施設の故障、破損その他の事故が発生し、ダイオキシン類が大気中又は公共用水域に多量に排出されたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するように努めなければならない。

- 2 前項の場合には、同項に規定する者は、直ちに、その事故の状況を都道府県知事に通報しなければならない。ただし、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第23条第1項の規定による通報をした場合は、この限りでない。

3 都道府県知事は、第一項に規定する事故が発生した場合において、当該事故に係る特定事業場の周辺の区域における人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、その事故に係る同項に規定する者に対し、その事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 4 都道府県知事は、第2項の規定による通報を受け、又は前項の規定による命令をしたときは、速やかに、その旨を環境大臣に報告しなければならない。

7. 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）

（事故届）

第 6 3 条 第一種製造者、第二種製造者、販売業者、液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者、高圧ガスを貯蔵し、又は消費する者、容器製造業者、容器の輸入をした者その他高圧ガス又は容器を取り扱う者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その旨を都道府県知事又は警察官に届け出なければならない。

- 一 その所有し、又は占有する高圧ガスについて災害が発生したとき。
- 二 その所有し、又は占有する高圧ガス又は容器を喪失し、又は盗まれたとき。

2 経済産業大臣又は都道府県知事は、前項第 1 号の場合は、所有者又は占有者に対し、災害発生の日時、場所及び原因、高圧ガスの種類及び数量、被害の程度その他必要な事項につき報告を命ずることができる。

8. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

（事故時の措置）

第 2 1 条の 2 一般廃棄物の処理施設又は産業廃棄物の処理施設で政令で定めるもの（以下この項において「特定処理施設」という。）の設置者は、当該特定処理施設において破損その他の事故が発生し、当該特定処理施設において処理する一般廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれらの処理に伴って生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したことにより生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続きその支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項に規定する者が同項に規定する応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

9. 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）

（事故の際の措置）

第 1 6 条の 2 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その取扱いに係る毒物若しくは劇物又は第 1 1 条第 2 項に規定する政令で定める物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。

2 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その取扱いに係る毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。

10. 労働安全衛生法施行規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）

（事故報告）

第 9 6 条 事業者は、次の場合は、遅滞なく、様式第 2 2 号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 一 事業場又はその附属建設物内で、次の事故が発生したとき
 - イ 火災又は爆発の事故（次号の事故を除く。）
 - ロ 遠心機械、研削といしその他高速回転体の破裂の事故
 - ハ 機械集材装置、巻上げ機又は索道の鎖又は索の切断の事故
 - ニ 建設物、附属建設物又は機械集材装置、煙突、高架そう等の倒壊の事故
 - 二 令第1条第3号のボイラー（小型ボイラーを除く。）の破裂、煙道ガスの爆発又はこれらに準ずる事故が発生したとき
 - 三 小型ボイラー、令第一条第五号の第一種圧力容器及び同条第七号の第二種圧力容器の破裂の事故が発生したとき
 - 四 クレーン（クレーン則第2条第1号に掲げるクレーンを除く。）の次の事故が発生したとき
 - イ 逸走、倒壊、落下又はジブの折損
 - ロ ワイヤロープ又はつりチェーンの切断
 - 五 移動式クレーン（クレーン則第二条第1号に掲げる移動式クレーンを除く。）の次の事故が発生したとき
 - イ 転倒、倒壊又はジブの折損
 - ロ ワイヤロープ又はつりチェーンの切断
 - 六 デリック（クレーン則第2条第1号に掲げるデリックを除く。）の次の事故が発生したとき
 - イ 倒壊又はブームの折損
 - ロ ワイヤロープの切断
 - 七 エレベーター（クレーン則第2条第2号及び第4号に掲げるエレベーターを除く。）の次の事故が発生したとき
 - イ 昇降路等の倒壊又は搬器の墜落
 - ロ ワイヤロープの切断
 - 八 建設用リフト（クレーン則第2条第2号及び第3号に掲げる建設用リフトを除く。）の次の事故が発生したとき
 - イ 昇降路等の倒壊又は搬器の墜落
 - ロ ワイヤロープの切断
 - 九 令第1条第9号の簡易リフト（クレーン則第2条第2号に掲げる簡易リフトを除く。）の次の事故が発生したとき
 - イ 搬器の墜落
 - ロ ワイヤロープ又はつりチェーンの切断
 - 十 ゴンドラの次の事故が発生したとき
 - イ 逸走、転倒、落下又はアームの折損
 - ロ ワイヤロープの切断
- 2 次条第1項の規定による報告書の提出と併せて前項の報告書の提出をしようとする場合にあつては、当該報告書の記載事項のうち次条第一項の報告書の記載事項と重複する部分の記入は要しないものとする。

◆化学物質等に関する情報入手先ホームページ

1. 化学物質の性状等に関するデータの入手先

(1) 環境省 PRTR 関係ホームページ

アドレス <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/db/db.php3>

掲載項目 PRTR 法指定化学物質有害性データ検索等

特 徴 用途（殺虫剤、塗料など）から関係する化学物質を検索できる。有害性の程度などの情報が豊富である。

(2) 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 化学物質総合情報提供システム CHRIP

アドレス <http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html>

掲載項目 日本及び諸外国の PRTR 制度対象物質性状、有害性情報、化審法既存化学物質の安全性点検データ、国内法規制対象物質等、

特 徴 安全性点検結果や諸外国の PRTR 制度対象物質が確認できる。

(3) 国立医薬品食品衛生研究所 健康・安全性関係ホームページ

アドレス <http://www.nihs.go.jp/index-j.html>

掲載項目 医薬品、食品、化学物質、環境に関する健康・安全情報

特 徴 文献、事故事例が検索できる。

(4) 中央労働災害防止協会安全衛生情報センター 化学物質有害性関係ホームページ

アドレス <http://www.jaish.gr.jp/>

掲載項目 化学物質の危険・有害性情報、災害事例、安全健康関係リンク情報

特 徴 労働安全衛生法に基づいて公表された化学物質を検索することができる。モデルMSDSを掲載。

(5) 一般財団法人 化学物質評価研究機構 化学物質関係ホームページ

アドレス <http://www.cerij.or.jp>

掲載項目 化学物質の安全性点検データ、安全性評価シート、生分解性予測システム

特 徴 MSDS の作成、確認に便利である。毒性、分解度などが詳しい。

(6) 独立行政法人 国立環境研究所 化学物質データベース WebKis-Plus

アドレス <http://w-chemdb.nies.go.jp/>

掲載項目 化学物質検索、法規制の状況、発がん性及び環境評価データ

特 徴 地方自治体の管理物質、諸外国における化学物質影響評価データが確認できる。Kis-net と連携し、構造式を表示。

- (7) 神奈川県環境科学センター 化学物質安全情報提供システム Kis-net
 アドレス <http://www.k-erc.pref.kanagawa.jp/kisnet/>
 掲載項目 化学物質名検索、法規制検索、用途からの検索、発がん性・毒性から検索
 特 徴 M S S（化学物質安全性データシート）の作成、確認に便利である。事故事例、事故対応が詳しい。
- (8) 石油化学工業協会 JPCA ホームページ
 アドレス <http://www.jpca.or.jp/>
 掲載項目 石油製品の安全データシート、石油化学用語情報
 特 徴 M S D S の作成、確認に便利である。
- (9) 一般社団法人 日本化学工業協会 JCIA 化学物質関連ホームページ
 アドレス <http://www.nikkakyo.org/>
 掲載項目 化学関連製品のデータベース、物質データベース、製品情報提供会社情報
 特 徴 事業者が使用する化学製品を確認する場合に便利である。

2. 災害事例の入手先

- (1) 独立行政法人産業技術総合研究所 安全に関するデータベース RIO-DB
 アドレス <http://riodb.ibase.aist.go.jp/rioCategorySafety.html>
 掲載項目 災害事例、ガス燃焼爆発危険性、化学物質熱力学データベース、地震災害、復旧データベース
 特 徴 災害事例調査に便利である。

3. 環境保全技術情報

- (1) 公益財団法人 地球環境センター 環境技術情報データベース NETT21
 アドレス <http://gec.jp/main.nsf/jp/Activities-IETC-NETT21>
 掲載項目 大気汚染防止技術、廃棄物対策技術、水質汚濁防止技術、クリーナープロダクション技術、土壌・地下水汚染の調査・対策技術、最新環境装置等
 特 徴 工程別対策等の事例調査
- (2) 一般財団法人 環境情報センター 環境技術情報ネットワーク
 アドレス <http://www.eic.or.jp/eic/>
 掲載項目 環境技術交流フォーラム、環境技術新着ニュース、環境技術ライブラリー、環境技術イベント情報、環境技術サポート情報
 特 徴 環境技術情報の入手に便利、環境技術情報のポータルサイト

◆ 平成 23 年度化学物質災害・事故時対応事業 ◆

〒640-8585

和歌山市小松原通 1 - 1

和歌山県 環境生活部 環境政策局 環境管理課

tel:073-441-2688 、 fax:073-441-2689

【受託事業者】

〒641-0013

和歌山市内原 8 5 3 - 1 5

株式会社ピーシーチャレンジ

tel:073-448-2778 、 fax:073-448-1682